



Title	台灣史研究所林文凱「台灣近代統治理性的歷史形構：晚清劉銘伝与日治初期後藤新平土地改革事業的比較」
Author(s)	栗原, 純
Citation	近代東アジア土地調査事業研究ニュースレター. 2015, 6, p. 113-120
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60268
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ゲスト報告に対するコメント1

台灣史研究所林文凱「台灣近代統治理性的歷史形構 ：晚清劉銘伝与日治初期後藤新平土地改革事業的比較」

栗原 純

本研究は、はじめに、台湾における関連する先行研究において、台湾近代化をめぐる議論があることを紹介し、その代表的な論者として戴國輝氏と楊碧川氏を挙げる。はじめの部分では必ずしも、筆者の立場は明らかにされているわけではないが、全体の論旨を通じて林氏の立場は明確になる。私の理解によれば、後述するように、戴國輝氏は清末台湾における商品経済の発展、資本主義経済への途などについて評価し、日本統治時期における総督府による「近代化」について、総督府官僚による「成果」とみる立場に批判的であることは明らかであると思われる。

林報告は劉銘伝による清賦事業と後藤新平が台湾総督府に在職中に実施した土地調査事業について、清朝と総督府の統治権力の歴史的相違を対比して論じる方法論をとる。

すなわち、清朝統治の官僚制を「家産官僚制」と規定し、その歴史的限界について地方の郷紳・士紳との関係から論じ、清朝統治をいわば間接的な統治と理解する。他方、総督府の統治は行政経験や専門的知識を有する近代的な官僚による、地方の直接的統治と理解し、このような規定にもとづいて劉銘伝の清賦事業と総督府の土地調査事業とを比較、検討し、後者の成果について評価する。

このような方法論に立つ林報告は、清朝統治については官僚制に基づく目的、方法、成果の限界を指摘し、総督府については、近代的統治権力による近代的方法、組織、法制、測量技術、近代的土地所有関係の確立などを強調し、両者の継続性よりもむしろ断絶、相違に注目することになる。

しかし、清朝の統治を「家産官僚制」と規定することにより、そこから必然的に歴史的性格、限界を導き出しているため、その規定の妥当性、あるいは劉銘伝による清賦事業の具体的な内容、進行過程などについての検討がなされにくいという傾向は否定できない。また、土地調査事業については、後藤新平という植民地官僚の「優秀性」という点が強調され、当時の総督府の政策と在地の地主勢力との関係、あるいはせめぎ合いという流動的、歴史的な分析がおろそかにされることになる。

ここで、研究史をたどると、日本統治時期の代表的な研究成果である矢内原忠雄の『帝国主義下の台湾』（1929年）においては、清末台湾について、外国商人・中国商人の活動、商業資本による搾取、島内の交通通信機関の不備、地方的狭隘な市場、地方の価格格差、商品経済化せず自家用自給的生産段階が指摘される一方、総督府の土地調査事業については、欧米諸国の植民地支配などにみられる極端な土地没収や共有地の強制的分割はおこなわれず、周到な計画と慎重な考慮を以て文明的に為された、内地からの資本進出の準備作業であり、すなわち本源的蓄積の過程であった、権力は本源的蓄積の助産婦としての役割

を果たした、などと評価している。

しかし、このような矢内原の理解、評価に対して、1970年前後に公刊された台湾人留学生出身の研究者による評価は厳しいものであった。

戴國輝氏は『中国甘蔗糖業の展開』（1967年）や「清末台湾の一考察—日本における台湾統治の史的理義と関連して—」（『仁井田陞博士追悼論文集 第3巻 日本法とアジア』1970年）において、具体的には清末の製糖業を取り上げ、製糖業においてはマニュファクチャラ段階に発展していたとし、清末台湾について、商品貨幣経済の存在を指摘し、土地調査過程において土地収奪があまりみられなかつたとする矢内原の見解に対して、清末の台湾においては未熟ではあるが、寄生地主制の発達こそが総督府による直接的、露骨な土地収奪を難しくしたとする。

また涂照彦氏は『日本帝国主義下の台湾』（1975年）において、日本の資本家的企業、資本制の浸透は、伝統的な社会経済を全面的に変革するには至らず、土着地主階級が残存し、土着農民もほとんど依然として伝統的零細農耕に従事した、と述べ、やはり、矢内原の見解に否定的である。

さらに近年、柯志明氏は一連の研究において、日本の資本不足、土地集積・プランテーション農業に対する農民の抵抗により、総督府は従来の家族型農業様式を保存しつつ商品経済化を進め、これを財政的収入と政治的安定の基礎とし、また土地私有権の確立は農民と土地との結びつきを強固なものにしたと、その見解を述べて土地調査事業による土地所有権法認の歴史的意義を理解する。

林報告ではこのような従来の研究史に対する見解は必ずしも明らかにされていない点、やや物足りなさを覚える。

また、土地調査の時期は「匪徒刑罰令」による「土匪討伐」の時期でもあり、土地調査と並行して過酷な武力的弾圧が住民に加えられていたことを等閑視することはできない。このような治安対策だけではなく、衛生事業、阿片行政、戸口調査など地方指導層と総督府との関係については多面的な検討が必要である。

この地方指導層との関係について述べれば、統治開始と同時に総督府は地方指導層、読書人層に対して清朝時代の行政組織、徵稅、土地制度、隣保組織など多面的な調査を実施し、また清朝時期における地域の指導層を街庄長、保甲の役員などに任命し、地域社会の安定をはかっている。土地調査事業はその延長上にあり、1898年に突然開始された訳ではない。土地調査事業の開始に至るまでの地方指導層との関係についてはもう少し、実証的で詳細な検討が必要に思われる。土地調査事業は後藤新平の就任により開始された訳ではないことなども理解できるであろう。

その意味で、後藤新平を取り上げるだけで、土地調査事業を論じることには無理があると思われる。

以上、林報告は、清代の史料については詳細に論じているものの、土地調査事業についての実証的検討が不十分という印象は否めない。土地調査事業については臨時台湾土地調査局が公刊した関係報告書だけではなく、台湾総督府や臨時台湾土地調査局の未公刊の公

文書が残されているので、やはり、このような一次史料からの検討が清賦事業と土地調査事業との比較には不可欠であろう。

以下、総督府が在地の読書人層、指導層に対して実施した聞き取り調査の報告の中から土地関係などの史料の一部について紹介する。参考になれば幸いである。出典は台湾総督府公文類纂である。

総督府はこの「台湾制度考」のような文書を作成し、地方庁に配布し行政の参考書としている。

「台湾制度考」は 1895 年 9 月 5 日、総督府民政局により作成された。この文書は「土人ニ就キ隨テ記シタルモノ」であり、「田地ノ種類」には一田両主制の淵源などについて記されている。

台湾田地ヲ分ツテ官民ノ二種トス民田ハ其所有權固ヨリ人民ニアリトモ官田ノ如キハ頗ル複雜ニシテ其所有權ハ必シモ官ニアリト限ルヘカラス凡ソ台灣ノ田地ニハ三個ノ關係者アリ大租戸、小租戸、佃戸ト云フ（後章ニ詳ナリ）其意ヲ訳スレハ旧田主、現田主、小作請負人トモ云フヘキ歟、……官ニ於テ大租ヲ収ムル場合ニハ小租ハ現田主ナル小租戸ニ帰スルモノナリ又官自ラ現田主ニシテ小租ヲ収ムルトキハ大租ハ大租戸ニ与ヘサルヘカラス……官田ノ起源ヲ考フルニ購買ト没収トノ二者アリ官ノ便宜ニヨリテ人民ヨリ大租若クハ小租ノ株ヲ買ヒ上ケタルモノアリ又大租戸或ハ小租戸ノ犯罪訴訟不決等ノ原因ヨリシテ官ニ没収シタルモノアリ官田ヲ區別スルトキハ大略五種トナス曰ク抄封田、官莊田、隆恩田、息莊田、屯田是レナリ……抄封田一二叛產ト云フ反逆一揆等ノ乱ヲ起シタル者ノ株權ヲ没収シタルモノニシテ……官莊田ハ官ノ余剰金ヲ以テ已ニ開墾シタル田株ヲ購求シタルモノアリ又官有地ヲ人民ニ開墾セシメ官自ラ大租ヲ収ムル場合モアリ

「租税並ニ徵収法」

台灣ノ田地ヨリ徵収スル租税ニ二種アリ正税副税是ナリ正税ハ正耗税或ハ正供ト云ヒ中央政府へ帰スヘキモノナリ副税ニハ補水税ト平餘税アリ補水トハ台灣ニテ徵収スル正税ハ紋銀（支那ノ上等ノ銀）ヲ以テ人民ヨリ取立ヘキ筈ナレトモ当地ハ番銀即洋銀ノ流通セルヲ以テ實際人民ヨリ紋銀ニテ税ヲ納ムル者無シ洋銀ハ紋銀ヨリ銀質惡シキカ故ニ別ニ補水ト名ケ不足ヲ補フ所ノ税ヲ加ヘテ徵収ス補水税率ハ正税ノ一割……平餘税ハ一一五平餘ト云フ正税ニ対シ一割五分ヲ徵収スルノ意ニシテ元来民間ニテ用フル天秤ハ種類甚多シ官ニテ用フル所ノ庫平ト名クル天秤ヨリハ其法碼稍小ナリ故ニ官ニテハ其差ヲ別ニ徵収スル為メ一五平餘ト名クル税目ヲ設ク……要スルニ正税ニ対スル二割五分ハ即地方官庁ノ所得ニシテ公費ニ充ツト雖トモ又或ハ曖昧ニ帰スルモノモアラン

つぎに紹介する史料は、総督府が旧慣調査の一環として地方庁に命じて在地の読書人

層から聞き書きをしたものをまとめた文書である。その経緯を簡単に記すと、1895年9月12日、民政局は「地租調査委員会設置ノ件」を策定し、さらに11月16日、訓令第三号「行政上調査ニ関スル件」において、当時設置されていた三県に以下の調査を指示する。その内容は、清代の行政組織、すなわち各行政組織図、人員、上級一下級機関の関係、職務権限・範囲などの他に、賦課の種類・金額・徵収方法、土地台帳の有無などを調査することを命じている。

その後、1896年1月10日、台北県知事田中綱常は内務部長牧朴真に対して、田園宅地一筆限書上帳作成・土地台帳の調整・名寄帳調整・地券発行などについての調査が不可欠であることを稟請している。このような地方の要請を受けて総督府は1896年3月19日に総督府「地租規則案」立案し、第三条において「第三条 地租ハ小租戸ヨリ徵収ス」と規定した。

行政に資するための一連の施策のうえに、1896年7月28日、民政局長水野遵は台南県知事磯貝静蔵に対して「諸般行政計画上ノ資料ニ供セシカ為別記ノ事項調査」を9月1日までに終了し、報告することを求めている。その調査事項には「第一目 地方行政ニ関スル事項」「第二目 土地ニ関スル事項」「第三目 大租戸小租戸ノ関係」とある。ここでは、「第二項 土地ニ関スル事項」と「第三項 大租戸小租戸ノ関係」について、台湾総督府公文類纂から引用しておきたい。

第二目 土地ニ関スル事項

第一項 旧政府ニ於ケル民有土地建物収用ニ関シテ左ノ事項

- 一 公用ノ為メ民有田園宅地ヲ収用スルノ必要アルトキハ關係人ニ付与スルニ一定ノ割合ヲ以テ算出シタル代償ヲ以テセシヤ果シテ然リトセハ各種ノ土地ニ對スル其率
曾テ一定ノ定率アルニ非ラス又収用方法ノ設ケナク當時実価ノ如何ニ拘ハラス
旧売買セシ売契即チ県ノ支配ニ屬スル戸科ノ分科税契科ノ公簿ニ売買セシ価格
記入シアルヲ以テ其記載シアル価額ヲ所有者ニ付与スルヲ以テ例トス田園宅地
トモ皆同様ナリ

- 二 公用ノ為メ民有家屋ヲ収用スル必要アルトキハ所有者關係人ニ付与スルニ時価相当ノ代償ヲ以テセシヤ果シテ然リトセハ其価額ヲ評定セシ方法
時価ノ如何ニ拘ハラス売契上記載ノ価額ヲ所有者ニ付与ス若シ売契ナキモノハ
新築セシ時ノ価額ヲ付与シ又新築後年久シク家屋古ヒタルモノハ持主ト協議ノ
上其価ヲ定ム

- 三 公用ノ為メ民有土地家屋ヲ収用セントスルトキハ予テ其旨ヲ公示セシヤ否若公示セリトセハ其方法

予メ當該里堡ノ地保ヲシテ所有者ニ通知セシメ売契ヲ携ヘテ官衙ニ至ラシム又
収用物件ノ広ク亘ルモノハ其所有地ニ収用ノ要旨ヲ公示シ總理及地保ヲシテ所
有者ト商議シ以テ適當ノ収用法ヲ処理セシム

四 同上ノ場合ニ於テ若所有者關係人等土地家屋ノ引渡ヲ拒ミタルトキハ如何ナル方法ニ依リ之カ引渡ヲ強要セシヤ

土地家屋ノ引渡ヲ拒ムコトヲ得ス又未タ曾テ其例ヲ見ス然レトモ（若シ肯セサルモノアリトスルトキハ或ハ祖家熙嘗ノ業タルカ又ハ先人ノ遺訓ニヨリ転売シ得サルモノ等万已ムヲ得サル事情ニ出ルニ外ナラス此場合ニ於テハ官其情ニ原キ強要セサルモノヽ如シ

五 民間ノ起業者ニ於テ民有土地家屋ノ収用セントスル必要アルトキハ之ヲ特許セシヤ否若特許シタリトセハ如何ナル工事ノ種類ニ限リタルヤ又如何ナル手続ニ依ラシメタルヤ

工事ノ種類ニ拘ハラス特許等ノ例ナシ相互随意ニ売買スルノ外ナキモノヽ如シ

第二項 官有地処分及管理ニ関シテ左ノ事項

一 官有田園魚池等ハ人民ヨリ没収シタルモノト否トニ拘ハラス從來可成之ヲ保持シ払下等ヲ為サヽリシヤ否并之ニ対スル利害得失ニ關スル意見

官有田園魚池等ハ總テ北京政府ノ簿冊ニ明記シアルヲ以テ本島官吏之カ払下ヲ為シ人民買収スルモ後任ノ官吏之ヲ覺知シ人民ノ私合トシテ没収セラルヽノ後累アルヲ恐レ敢テ買収ヲ希望セサルヲ以テ未タ払下ヲ為シタル例ナク……

意見 抄封地ヲ除クノ外官有田園魚池等払下ノ慣例ナキハ前記ノ理由ニ外ナラス然レトモ将来斯ノ如キ生産アル田園ヲ点々各地散在ノ地ニ於テ之カ管理ヲ為スハ唯ニ冗費ヲ増シ事繁雜ニ涉リ其繁累ノ及フ所經濟上敢テ得策ニ非ラサルヲ信ス故ニ此ノ種ノ官有物ハ成ルヘク民間ニ移シ本島人内地人ノ別ナク相当代価ヲ以テ払下ヲ為シ以テ官府ニ於テ為スヘキコトヽ人民ノ為スヘキ区分ヲ明ニシ将来民業ノ發達ヲ謀ルノ良策タルヲ信ス……

二 官有荒蕪地ノ開墾ヲ出願スルモノアルトキハ如何ナル方法ニ依リ許可セシヤ又開墾成功ノ後ト雖トモ其地ノ所有權ハ依然旧政府ニ於テ保有セシヤ又ハ願人へ払下等ノ予約ヲ為シタルコトアリシヤ否

官委員ヲ派シテ調査セシメ願意当ヲ得タルト認ムルトキハ開墾ヲ許可シ三年ノ後成功業ヲ俟チテ開墾主再ヒ官ニ申報シ調査ヲ受ケ等級ヲ定メテ租税ヲ納ム墾業成功ノ後ハ自ラ所有權開墾者ニ帰スルヲ以テ素地払下等ノ手続ヲナス例ナシ

三 官ニ属スル河海湖沼等ヲ埋立田園宅地等ト為サンコトヲ出願スルモノアルトキハ從來如何ナル方法ニ依リ許可セシヤ

曾テ官ニ属スル河海湖沼等ヲ埋立田園宅地等トナセシコトナシ若シ之レアルトキハ荒蕪地開墾ト異ナル一ナク唯宅地ニ至リテハ成功ノ後ト雖モ其税ヲ免ス

四 従来官有地ヲ街、庄、社、庙社、寺院、若ハ一己人等ヘ無代ニテ下付セシコトアリヤ若之アリトセハ其目的面積若ハ其他ノ条件等

無代ニテ下付スルコトナシ田園ニアリテハ条款(年額又ハ納租期限怠納処分等)ヲ議定シ租税ヲ定メテ貸与シ宅地ニ至リテハ人民随意ニ撰定シ官ニ申告ヲ要セス官亦默許シテ敢テ省ミス且租税ヲ徵スルコトナシ

五 従来官有地ヲ貸下クル場合ニ於テ期限ヲ付シタル例アリシヤ若之アリトセハ該地ノ種類及其期間

期限ヲ定ムルノ例アレトモ土地ノ種類ニ依リ期間ヲ異ニスルノ例ナク渾ク契約ニ基クモノニシテ或ハ三年五年若クハ永遠等更ニ一定ナシ但期限ヲ定メタルモノニシテ納租愈ナキトキハ満期ノ後再=（貝に業）ヲ許シ愈納者ハ期限中并無期限ノモノト雖トモ（合字）官隨意=（貝に業）主ヲ交換ス

六 従来貸下ニ係ル官有地ヲ返還セシムル必要アルトキハ若借受人ニ於テ故障ヲ唱フル等ノコトアルトキハ如何ナル方法ニ依リ強要セシヤ

貸与期限内ニ於テ返還セシムルトキハ唯借主ノ損失ヲ計算シテ之ヲ償却スルニ止マリ敢テ故障ヲ唱フル者ナシ尤モ開墾地ナルトキハ官其資本金ヲ返還スルノ例ナリ

七 従来官有道路河川堤塘溜池溝渠用悪水路等ノ修理保存ニ關スル費用ノ出所并管理ノ方法

渾テ工事ノ性質ニ依リ一定ノ章程ナク要スルニ巨大ノ工事ニ係ルモノハ多クハ官費ヲ以テ施工ス其然ラサルモノハ義捐ニ依レルモノ、如シ其慣例概ネ左ノ如シ

国道ノ如キ大路及ヒ河川ノ修築ヲ要スル場合ハ莊耆老鄉保ヨリ官府ニ報告シ官委員若クハ紳士ヲ派遣シ実査ノ上見積ヲ為シ之ヲ県ノ工科ニ提出ス係官吏ハ其當否ヲ審明シ官費（海捕税其他雜税）ヲ支出シテ着手セシム委員紳士ハ落成ノ後経費ヲ簿冊ニ明記シ其成功ノ始末ヲ官府ニ具申ス又或ハ富豪ヲ諭シテ義捐金ヲ以テ修理セシムル一アリ此場合ニ於テハ捐金主唱者ニ扁額ヲ与ヘテ褒壳スルアリ又或ハ富豪单独ノ義捐ニ成ルモノアリ此場合ニ於テハ官石ニ勒シテ碑ヲ建テ永ク其善行ヲ表示ス……

八 同上ノ敷地ニシテ若不用ニ帰シタルモノアルトキハ如何ナル慣例ニ依リ該地ヲ处分シタルヤ

民間ニ害アルヤ否ヤヲ審査シ若廃棄セシカ為メ民間ニ害ヲ及ホス等ノ事アル場合ニ於テハ之力予防方ヲ設ルノミ別ニ処分ノ慣例ナク全ク廃棄ニ帰スルノミ

九 同上ノ敷地トシテ官有田園等ヲ漬池ト為スノ必要アルトキハ從来如何ナル慣例ニ依リ処分セシヤ

全部漬池トナリタルトキハ租金ヲ全除シ認耕結約書ヲ還下ス若シ一部分ノ漬池ニ止マルモノハ若干ノ租税ヲ消除シ認耕結約書項内ニ記入ス

第三項 大租戸小租戸ノ関係

一 田園ニ対スル丈單ハ光緒十四年劉銘伝清丈後小租戸ニ附与ス蓋シ該丈單ハ概ネ徵税上ノ便宜ヨリ發行シタルモノト雖モ所有權移転ノ場合ニ於テハ田園ニ在テハ丈單宅地ニ在テハ地基单ヘ地契（契尾アルヲ紅頭契ト云ヒ契尾ナキヲ白頭契ト云フ）ヲ添ヘ得權者ニ交附スト云フ亦以テ所有權ヲ確認スルモノ、如シ然レトモ實地ニ対スル地基单ナルモノハ光緒二年巡撫丁日昌奏請シ地基租ヲ蠲免セシ爾來已ニ二

十年ノ久ニ涉リ遺失等多ク方今甚タ稀有ニシテ売買上地契ヲ以テ專ラ証トスト云フ其他土地ニ対スル券証類アルヲ聞カス又田園宅地ノ売買質入書入ニ際シ契尾ノ一例アリ抑該契尾タルヤ売渡証書ニ奥書ヲ乞フガ如キモノニシテ知県官之ヲ管ルヲ以テ売買ニ当リ先ツ知県衙門ニ稟請シ之ヲ受クルヲ法トス而シテ其契尾ハ所有權ノ移転証拠タラサルカ為メ一朝訴訟ノ事アルニ当リ俄カニ契尾ヲ請フガ如キ慣習アルヲ以テ土地売買ニ際シ契尾アルモノハ壳り易ク契尾ナキモノハ買者少シト雖モ契尾ノ重キ即チ手数料等ヲ合セ百元ニ付六元五角ヲ要スルヲ以テ猶契尾ヲ乞フモノ甚少シト云フ又過戸単ナルモノアリト雖モ是レ素ト土地ノ異動ヲ整理スルノ便宜ニ出テ之ヲ發スルモノニシテ売買上及権利上共ニ其効薄ク且五角ノ費用即登記料如キモノヲ要スルヲ以テ敢テ稟請スルモノナク自然廃罷ノ姿ナリト云フ

二 従来同一ノ地所ニ対シ大租小租ノ両権ヲ併有スルモノ村民之ヲ土称シ大業戸又ハ業戸頭家ト云フ

三 大租戸其他ニ対スル小租権ヲ併有セント欲シ小租戸其地ニ対スル大租権ヲ併有セント欲セハ相互主示談買収スルモノニシテ普通売買ノ例ニ異ナルコトナシ若シ要約者政府ナルトキモ亦普通売買ノ計ニ異ナラスト雖モ一旦政府ノ官簿ニ登録セシ官有地ハ敢テ買収ヲ望ムモノナシト云フ.....

四 同一ノ地所ニ対シ甲者大租権ヲ有シ乙者小租権ヲ有スル場合ニ於テ該地ノ所有権ヲ挙テ両者ニ移転シ若クハ担保ニ供セントスルトキハ其処分権ハ甲乙両者合意ニアラサレハ此等処分ヲ為コト能ハス蓋シ大租戸ハ墾照小租戸ハ丈单ヲ以テ売買貸借ノ証トナスモノナレハ苟モ他人ノ所有権ヲ冒シ売買貸借スルノ例ナシ仮令ヘハ甲者其大租権ヲ処分シ乙者亦タ其小租権ヲ処分スルヤ各随意ニシテ両者商議或ハ通知等ヲ要セス故ニ両者小租権ヲ買収セシトキハ旧額ニ由リ大租戸ニ対シ大租ヲ納メ又大租権ヲ買収スルトキ (ハ旧額ニ照シ小租戸ニ対シ小租ヲ証収スルヲ以テ甲乙二者トス其損害ヲ受クルコトナシト云フ

五 従来地主力其他ニ小租ヲ設定セントスルトキハ单ニ大租権ヲ留保スルノミニ止リ自余何等条件ヲ附シタルヲ聞カス

第四項

旧時学田義渡田其他性質上公共財産ト認ムヘキモノ、種類名称概数収益及収支管理ノ方法等

学田

但学田ニ府学田県学田及書院田ノ三種アリ.....

義渡田

但義渡ハ鳳山管轄界二層行溪及嘉義管轄界曾文溪ノ二所ニ在リ.....

義塚田

但義塚田園ハ官ノ買収又ハ慈善及富豪ノ寄献ニ係リ台南府衙門之カ収支ヲ掌リ.....

右田種ニ対スル将来処分法意見

学田義渡田義塚田ノ如キハ其成立上ヨリ論スルニ実際支出法アリ考フルニ国庫歳入

トナルヘキモノニアラサル如シ故ニ学田租ノ如キハ地方費トシテ将来起ル所ノ公立学校等ノ補助又ハ学生ノ奨励費等ニ充テ義渡田義塚田租ノ如キハ各適當ノ方法ヲ設ケ之カ民間ニ付シ管理セシムルハ孰レモ当初ノ目的ニ協ヒ且田園献者ノ志望ヲ満シ稍々穩當ナルニ庶幾ン乎

以上、総督府は地方の土地制度、税制などに関する知見を蓄積していくが、新しく着任した総督乃木希典は、地方官を招集して行政一般に関する会議を 1896 年 12 月 3 日から 11 日にかけて総督府で開催する。

総督府の各部局はこの会議に向けて種々の諮問事項を用意するが、財務部からは「地方官會議諮問事項 財務部主管」として「一 地盤ヲ丈量スルノ時期及方法如何」が提出されている。ここでは、台湾総督府公文類纂から会議の記録を抜粋しておきたい。

「一 地盤ヲ丈量スルノ時期及方法如何」には、

本島新領以来日猶亦浅ク百事施設ヲ要スルモノ多々アルヘシト雖モ将来地租制度ヲ確立スルノ基礎トナリ又他行政ノ基典トシテ最須要ナルモノ蓋シ地盤ヲ丈量シ併セテ官民有ノ区分ヲ明ニスルニアランカ夫レ検地ノ事タル旧政府ニアリテハ劉銘伝ノ總丈量アリ始メテ全島ノ地盤ヲ丈量シ地図台帳ヲ調製シタルノ迹アリト雖モ兵馬倥偬ノ余今ニ伝フルモノ実二十ノ一二ニ過キス今ヤ地租規則ヲ制定シタルニ地図台帳ノ備ヘナキ為メ租額ノ正鶴ヲ得サルハ勿論臣民ノ権義ヲ紊シ保護ノ道ヲ欠キ其民ニ害アル実ニ枚挙ニ遑アラス故ニ地盤ヲ丈量シテ以テ地ノ広狭ヲ定メ具ニ図籍ヲ備ヘテ以テ之ヲ釐正セントス然レトモ事歷已ニ内地ニアリ實ニ明治ノ大業トシテ其至難ナリシハ各官ノ了知スルカ如シ況シヤ從來化外ノ地言文共ニ通セサル本島ニ於テ之ヲ遂行セントス其困難ノ大ナル之ヲ内地ニ比シ更ニ幾層ナルヲ知ラス故ニ之カ實行上若シ夫レ法ト時トヲ得サランカ啻ニ労費シテ其功ナキノミナラス不測ノ禍害ヲ惹起スルノ虞ナシトセス茲ニ充分ノ審議ヲ望ム

とあり、会議では、一二月九日に地盤丈量について議されているが、

一 地盤ヲ丈量スルノ時期及方法如何力

磯貝知事曰 丈量ハ早晚為サハルヘカラサル事業ナルヲ以テ早ク行フ方余程得策ト思料ス段々進ムニ隨テ人民ノ苦情等モ起ルナリ自分ノ計算ニ依レハ其費用ハ台南丈ケニテ七万九千円位全島ニテハ八十八万円位ヲ要スル見込ナリ

村上知事 賛成

決議 来年五月以後ニ実行スルヲ良トス

と記録されているにすぎない。財務部も「充分ノ審議」を望んだ重要議題であるにもかかわらず、丈量の必要性については共通認識であるためか、発言者もわずか二人に限られ、きわめて簡単に決議されている。それにしても、来年五月以後という時期についてのそれ以上の記録はみられない。ちなみに上述の「地方官會議諮問事項 財務部主管」文書の該当部分には、「明年ヨリ実施センコトニ決ス」と書き込まれている。